

改正

平成30年 6 月27日規則第30号

平成31年 3 月26日規則第 8 号

令和 2 年 3 月27日規則第 7 号

令和 6 年 3 月27日規則第12号

令和 6 年12月20日規則第19号

館山市看護師等修学資金貸付条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、館山市看護師等修学資金貸付条例（平成22年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付日等)

第 2 条 修学資金の貸付日は、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

2 修学資金は、1 万円を単位として貸し付けるものとする。

3 修学資金の貸付けは、金融機関の口座に振り込む方法によって行うものとする。

(医療機関等)

第 3 条 条例第 3 条の規則で定める医療機関等は、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第86号）第 2 条第 2 項に規定する病院等その他法令の規定により看護師等の配置が必要とされる施設とする。

(貸付対象者)

第 4 条 条例第 3 条第 3 号の規則で定める者は、修学者の親とする。ただし、両親が死亡又はその他の理由により不在の場合は、修学者と生計を一にする 2 親等以内の親族とする。

(貸付期間)

第 5 条 条例第 5 条に規定する決定通知に定める貸付期間の開始月は、貸付けの決定のあった日の属する月の 3 月前までさかのぼることができる。ただし、貸付けの決定のあった日の属する年度の 4 月より前にさかのぼることはできない。

(申請手続)

第6条 条例第6条第1項の申請をしようとする者は、看護師等修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（別記第2号様式）
- （2） 保証書（別記第3号様式）
- （3） 連帯保証人2名の印鑑証明書
- （4） 在学証明書
- （5） 同意書
（連帯保証人）

第7条 条例第6条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立した生計を営むものとする。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1名を親権者又は後見人としなければならない。

2 借受人は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人を変更する場合にあっては、連帯保証人変更届に変更後の連帯保証人の保証書（別記第3号様式）及び印鑑証明書を添付しなければならない。

（決定通知）

第8条 市長は、条例第6条第2項の規定により修学資金の貸付けの可否を決定したときは、当該申請者に対し看護師等修学資金貸付決定（却下）通知（別記第5号様式）を交付するものとする。

（貸付決定取消事由等の届出）

第9条 条例第7条第3項に規定する報告は、次の各号のいずれかに該当したときに、辞退（退学、休学、留年、停学、長期欠席）届（別記第6号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 辞退するとき。
- （2） 退学したとき。
- （3） 休学したとき。
- （4） 留年したとき。
- （5） 停学になったとき。
- （6） 長期欠席をしたとき。

2 借受人が死亡したときは、法定代理人が連帯保証人と連署のうえ、借受人死亡届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第3号から第6号までの規定中、届け出た後復学又は進級したときは復学・進級届（別

記第8号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第10条 条例第8条本文の規定により、月賦均等払方式により返還されるべき貸付金の返還期限は、毎月、月の最終日(その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日)とする。ただし、12月に返還すべき貸付金については、別に定める日をもって返還期限とするものとする。

(返還免除の不適用)

第11条 条例第9条第1項本文ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養成施設を卒業し、看護師等の免許を取得した後(借受人が修学資金以外の当該養成施設における修学に伴う貸付け(国及び他の地方公共団体並びに市長が特に認める団体が行う貸付金を除く。以下「特定修学資金」という。))を受けた場合において、当該特定修学資金の返還の債務の免除を受けるためにその貸付条件で定められた医療機関等で従事した期間(以下「特定従事期間」という。)があるときは、当該特定従事期間の経過後(特定従事期間の経過前に、当該医療機関等における従事を止めたときは止めた後、特定修学資金の返済により特定従事期間が消滅したときは消滅した後)、直ちに安房郡市内において継続して借受相当期間に看護師等の業務に従事しなかった場合
- (2) 養成施設を卒業した日から1年2月が経過する日までに看護師等の免許を取得できなかった場合

(返還免除の特例)

第12条 条例第9条第1項第4号の規則で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- (1) 心身の故障 身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働に著しい制限を加える障害を残すもの
- (2) 災害 住居又は家財に2分の1以上の損害を与えるもので、修学資金の返還が困難であると認められるもの

(従事期間の特例)

第13条 本市内で看護師等の業務に従事していた期間と安房郡市(本市を除く。)内で看護師等の業務に従事していた期間を合算した期間が借受相当期間に達するときは、条例第9条第1項第2号に該当するものとする。

- 2 前項の規定に該当する借受人のうち、その借受相当期間、市内医療機関その他市長が特に認めた医療機関等から安房郡市(本市を除く。)の医療機関その他市長が特に認めた医療機関等に異

動して看護師等の業務に従事したものは、条例第9条第1項第1号に該当するものとする。

(返還免除の申請)

第14条 条例第9条の規定により、修学資金の返還すべき債務の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還免除申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(返還猶予の期間)

第15条 条例第10条第1項本文の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 条例第10条第1項第1号、第5号又は第6号に該当する場合 その理由が継続する間

(2) 条例第10条第1項第2号又は第3号に該当する場合 借受相当期間（条例第10条第1項第4号にも該当するときは、特定従事期間の経過後（特定従事期間の経過前に、当該医療機関等における従事を止めたときは止めた後、特定修学資金の返済により特定従事期間が消滅したときは消滅した後）、借受相当期間に達するまでの間。）

(3) 条例第10条第1項第4号に該当する場合 養成施設等が指定する期間（特定従事期間の経過前に、当該医療機関等における従事を止めたときは止めたとき、特定修学資金の返済により特定従事期間が消滅したときは消滅したときまで）

2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める場合については、同条第1項第1号、第6号及び第7号に該当するときを除き、第11条第1号の規定を準用する。

3 条例第10条第1項第7号の市長が必要と認めるときは、看護師等の免許を取得しようとするときとし、その貸付金の猶予の期間は、養成施設を卒業した日から1年2月が経過する日までとする。

(返還猶予の申請)

第16条 条例第10条第1項の規定による修学資金の返還猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(返還免除又は猶予の決定通知)

第17条 市長は、条例第11条の規定により、修学資金の返還の免除又は猶予の可否を決定したときは、修学資金返還免除（猶予）決定（却下）通知（別記第11号様式）により、当該申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

第18条 削除

(借用証書)

第19条 借受人は、修学資金の貸付期間が終了したときは、直ちに看護師等修学資金借用証書（別

記第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(免許取得届)

第20条 借受人は、看護師等の免許を取得したときは、直ちに免許取得届(別記第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(就業届等)

第21条 借受人は、看護師等の業務に従事したときは、直ちに就業届(別記第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者が、人事異動により就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届(別記第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(退職届)

第22条 借受人は、返還する債務が免除されるまでの期間(以下「返還債務期間」という。)中に退職したときは、直ちに退職届(別記第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(現況報告書)

第23条 借受人は、貸付期間中又は返還債務期間中、毎年3月31日現在の現況報告書(別記第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(氏名変更届等)

第24条 借受人は、貸付期間中又は返還債務期間中、氏名又は住所の変更があったときは、直ちに氏名(住所)変更届(別記第19号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び別記第12号様式の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第8号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第2項の規定は、この規則の施行日以後に市内医療機関その他市長が特に認めた医療機関等から安房郡市（本市を除く。）の医療機関その他市長が特に認めた医療機関等に異動して看護師等の業務に従事した者について適用し、同日前までに市内医療機関その他市長が特に認めた医療機関等から安房郡市（本市を除く。）の医療機関その他市長が特に認めた医療機関等に異動して看護師等の業務に従事した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月20日規則第19号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。